

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	<p>事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例の延長 (国 20)(法人税:外) (地 16)(法人住民税、事業税:外)</p> <p style="text-align: right;">【新設・延長・拡充】</p>
2	要望の内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>企業再生税制については、中小企業の事業再生を支援する観点から、平成28年3月末までの間、内閣総理大臣及び経済産業大臣が指定する事業再生ファンド(特定投資事業有限責任組合)により債権放棄が行われた場合についても、特例(評価損の損金算入が可能等)が措置されているところ。</p> <p>《要望内容》</p> <p>引き続き、中小企業の事業再生を支援する必要があることから、事業再生ファンドによる債権放棄が行われた場合の特例措置の適用期限を3年間延長すること。</p>
3	担当部局	内閣府地域経済活性化支援機構担当室
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	平成25年度:本特例措置を新設。
6	適用又は延長期間	平成28年4月1日から平成31年3月31日(3年間)。
7	必要性 等	<p>① 政策目的 及びその 根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>本特例措置は、平成25年3月末で中小企業金融円滑化法の期限が終了したことに併せて導入されたもの。</p> <p>同法の期限終了に際して、金融機関においては、引き続き、貸出条件の変更等に努めるとともに、それぞれの借り手の経営課題に応じた最適な解決策を、借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援してきたところ。</p> <p>一方で、経営改善・事業再生が必要な中小企業は現在も数多く存在しており、抜本的な事業再生等が必要な企業に対しては、問題を先送りすることなく、事業再生ファンドの無限責任組合員をはじめとした外部専門家との連携を図りつつ、債権放棄等の金融支援を含めた、真に実効性のある抜本的な事業再生支援を行っていくことが重要である。</p> <p>このため、地域経済・産業の成長や新陳代謝を支える積極的な金融仲介機</p>

		<p>能の発揮をより一層加速させていく必要があることから、本特例措置に関しても、3年間の延長を要望したいと考えている。</p>	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 7. 地域経済活性化事業等支援政策の推進</p> <p>【施策】 ①「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化事業等の推進</p>	
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。</p>	
		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 中小企業再生支援協議会及び地域経済活性化支援機構等による再生計画策定支援件数。</p>	
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 抜本的な事業再生等が必要な中小企業が、企業再生税制の適用を受けやすくなることにより、事業再生・経営改善が促進され、地域経済の活性化に繋がる。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	<p>・平成 25 年度 適用件数: 1 件(実績)・今後の適用見込み: 約 110 件【算出方法】 ①指定を受けている事業再生ファンドの見込み投資件数: 216 件 ②事業再生ファンドにおける債権買取件数の割合: 約 50% ①×②≒110</p> <p>※平成 27 年 8 月までの間に 27 組合が事業再生ファンド(特定投資事業有限責任組合)の指定を受けた。</p>
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 27 年 8 月) 事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めるための環境が整備された。</p>
			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 27 年 8 月) 事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めるための環境が整備された。 平成 25 年度(実績) 適用件数: 1 件</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 31 年3月)</p> <p>事業再生ファンドが金融機関から債権を買い受けて事業再生に取り組むケースについて、企業再生税制の適用を受けられないことになるため、事業再生ファンドの活動に極めて重大な制約を及ぼし、中小企業の事業再生・経営改善の促進を通じた地域経済の活性化を阻害する。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 31 年3月)</p> <p>本特例措置が無ければ、事業再生ファンドが債権を買い取って事業再生を行うことがそもそもできなくなるため、税収減は生じないと考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本件特例措置は、事業再生ファンドが金融機関から債権を買い受けて、事業再生に取り組むケースについても、企業再生税制の特例を受けられることにより、中小企業にとって真の経営支援に繋がる支援を本格化させるための環境を整備するものであり妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>個別の他の政策手段はない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地域金融機関や地方公共団体等が連携して組成された事業再生ファンドの活動のために必要不可欠な措置であるため、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—